

田辺市への移住を支援します

問合せ たなべ営業室 移住定住推進係 (☎ 0739-33-7714)



移住者のための空き家改修を補助します

【まちなか移住推進空き家活用事業補助金】

■対象地域
旧田辺市（秋津川・上野・長野・伏菟野を除く。）

■補助金額
空き家の改修に要する金額の3分の2（上限80万円）

■移住推進空き家改修支援事業費補助金】

■対象地域
旧田辺市のうち秋津川・上野・長野・伏菟野及び旧町村（龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町）

■補助金額
空き家の改修に要する金額から県補助金を除いた金額の2分の1（上限80万円）

※県補助金は、空き家の改修に要する金額の3分の2（上限80万円）

【共通事項】

■対象者
①又は②に該当する方
※居住する方が空き家の所有者の親族である場合は対象外
①対象地域に空き家を所有する方で、市の支援を受けて、空き家を県外から移住する方の居住

用に活用する場合

②県外に住所を有する方で、市の支援を受けて対象地域に移住しようとする方

■対象事業

①又は②に該当する事業
※施工業者は市内事業者（移住推進空き家改修支援事業費補助金については、県内事業者も可）

①県外から市内に移住しようとする方を受け入れるため、空き家を改修して、県外移住予定者を居住させる事業

②対象地域に移住するために居住する空き家を借り受け又は購入し、当該空き家を改修して移住する事業

■注意
補助金を活用した物件は、事業完了の翌年度から起算して10年間当該補助事業の目的に従って、改修した空き家に居住し、又は県外から移住する方の居住用としなければなりません。

■申込方法等、詳しくは上記までお問い合わせください。

東京圏からの移住者に移住支援金を交付します

■次の①～③の全ての要件に該当する方

①次の条件の両方に該当する方
◇移住直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していた方又は東京圏に在住し、かつ東京23区内に通勤していた方
◇移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住していた方又は東京圏に在住し、かつ東京23区内に通勤していた方（東京23区内への通勤は、移住3か月前までを当該1年の起算日とすることができま）

※東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を指します。ただし、対象とならない地域があります。詳しくは、上記へお問い合わせください。

②和歌山県が、就職マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就職した方又は和歌山県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方

③移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有している方

■交付金額
◇2名以上の世帯 100万円



◇単身者 60万円

■移住後、3か月以上1年以内（移住先で新規就職した方は、就職して3か月経過後）に所定の申請書に移住元の住民票の除票・東京23区内で勤務していた事業所の就業証明書等の必要書類を添えて、上記へ提出してください。申請書は上記で配布するほか、ホームページから取得できます。

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeigyuu/index.html>

令和2年国勢調査の調査員を募集します

問合せ 下記参照



国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われます。

この国の未来のために、是非、国勢調査員としてあなたの力を貸してください。

なお、国勢調査員は、総務大臣から任命される非常勤の国家公務員となります。

■主な仕事内容

◇調査員説明会への参加
◇担当地域の確認
◇調査についての説明と調査書類の配布
◇調査票の回収
◇調査票の整理と提出
※調査で知り得た内容については秘密の保護が義務付けられます。

■要件

◇20歳以上の方
◇責任を持って調査に従事していただける方
◇調査上知りえたことなど、秘密を守る方
◇警察官、選挙事務に直接関係がない方

■業務期間
8月中旬～10月中旬の予定

■報酬
1調査区（約50～70世帯）当たり4万円
※調査対象世帯数、金額等は目安です。

■申込書に必要事項を記入し、左記へ直接提出又は郵送、メール、FAXでお申し込みください。申込書は、左記で配布しているほか、ホームページにも掲載しています。申込書の提出後、簡単な面接を行います。

■企画広報課 企画調整係（統計担当）
〒646-8545
田辺市新屋敷町1番地
☎ 0739（34）2782
FAX 0739（22）5310
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp
□ http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/toukei/tyousain_bosyu.html



小規模事業者持続化補助金をご活用ください

問合せ 商工振興課 商工労政係 (☎ 0739-26-9970)



国の制度「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が販路開拓等に取り組み経費に対して、幅広い業種、用途で活用できます。

申請は、地域の商工会・商工会議所に関係書類を提出の上、必要書類の作成・交付を依頼する必要があります。事前に商工会・商工会議所にご相談ください。

■申請期間

◇第2回締切 6月5日金
◇第3回締切 10月2日金
◇第4回締切 令和3年2月5日金

■補助対象者	常時使用する従業員の数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5名以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20名以下
製造業その他	

	■補助率・補助額等	
	国の制度	市の制度
補助対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費（補助対象経費総額の2分の1が上限）、委託費、外注費、車両購入費（市の買物弱者対策事業の場合に限る。）	
補助率・補助額	◇補助対象経費の3分の2以内 ◇補助上限額 50万円 ※以下の場合、補助上限額 100万円に引き上げ ①認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者 ②買い物弱者対策等の事業を行う事業者	◇補助対象経費の2分の1以内 ◇補助上限額 37.5万円 ※以下の場合、補助上限額 75万円に引き上げ ①認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者 ②買い物弱者対策等の事業を行う事業者

また、市も同様に「田辺市小規模事業者持続化補助金制度」を設けています。国の制度の第1回（3月31日〇に締切済）及び第2回申請受付で不採択となった市内の事業者で、改めて市に申請を行った事業者から審査により対象者を決定し、その経費の一部を支援します。国の制度において、不採択となった事業者には、商工会・商工会議所を通じて市から手続のご案内を行う予定です。

国民健康保険税率を改定します

問合せ 保険課 保険税係 (☎ 0739-26-9965)



国民健康保険(以下「国保」という。)は、自営業の方など、職場の健康保険に加入されていない方などを対象とした医療保険制度です。国保制度の安定化を図るため、平成30年4月からは都道府県単位で運営し、国保の税率は、和歌山県が示す「国保事業費納付金等」及び「市町村標準保険料率」を参考に見直しを行うこととなっています。

和歌山県内の一人当たり医療費は増加傾向にあり、本市は中でも増加の割合が大きくなっています。主にそれらの要因によって県から市町村に割り振られる一人当たりの「国保事業費納付金」が増加しているため、今年度は税率を改定します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、保険税の年間税額は、世帯で算定した「医療保険分」「後期高齢者支援金等」「介護保険分」の合計額となります。

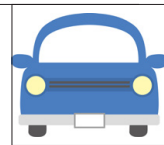
国保の保険税額の通知は、7月中旬頃に郵送します。

	医療保険分		後期高齢者支援金等		介護保険分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割率	5.7%	6.1%	2.0%	2.1%	1.7%	1.9%
資産割率	31.8%	24.9%	8.2%	6.1%	8.9%	6.8%
被保険者均等割額	23,300 円	24,600 円	8,100 円	8,700 円	11,500 円	12,700 円
世帯別平等割額	20,500 円	21,200 円	6,800 円	7,300 円	6,100 円	6,700 円

※災害、病気等の特別な理由により保険税の納付が困難な場合には、徴収猶予や減免の制度がありますので、ご相談ください。

軽自動車税の減免制度をご利用ください

問合せ 税務課 庶務係 (☎ 0739-26-9919)



軽自動車税(種別割)には、身体障害者等に対する減免、構造を変更した車両に対する減免、公益のために直接専用する車両等があります。

【身体障害者手帳等をお持ちの方に對する減免】

身体障害者手帳等(障害の程度によります。)をお持ちの方が所有する軽自動車等で、左記の①～③に該当する方が運転する場合です。

※身体障害者手帳をお持ちの方が18歳未満の場合や、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の場合は、生計を一にする方が所有する軽自動車等を含みます。

①当該身体障害者等本人
②当該身体障害者等と生計を一にする方
③当該身体障害者を常時介護する方(身体障害者等のみで構成される世帯に限る。)

※他にも条件等がありますので、詳しくは上記へお問い合わせください。

【身体障害者等が利用するために構造を変更した車両に対する減免】

車椅子の昇降装置又は固定装置、浴槽を装備しているなど、その構造が専ら身体障害者等の利用のためのものと認められる場合です。

※車両に対する減免で、台数に制限はありません。

※所有者が法人の場合でも減免の対象となります。

【公益のために直接専用する車両に対する減免】

公益法人等が社会福祉法に定める社会福祉事業など、公益性の高い事業のために使用している場合です。

【減免申請の共通事項】

減免を受けられるかどうかや手続に必要なもの等については、上記へお問い合わせの上、納税通知書が届いてから納期限の6月1日①までに、上記(本庁舎2階)又は各行政局住民福祉課(19ページ参照)で手続をしてください。なお、納税通知書は5月11日①から順次送付します。

後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ ～健診のお知らせ及び保険料率等の改定について～

問合せ 下記参照



高齢者健康チェック制度をご利用ください

後期高齢者医療制度の被保険者の健康管理をお手伝いするため、左表のとおり補助します。※同一年度内いずれか一つの補助となります。

※下記の後期高齢者医療の健康診査との重複受診はできません。

■保険証、印鑑、後期高齢者医療制度の健康診査受診券、各種健診受診券をお持ちの上、左記又は各行政局住民福祉課(19ページ参照)へ申請してください。

☎ 0739(26)9926

検査名	費用	自己負担額	補助上限額
人間ドック	37,700 円	5,650 円	32,050 円
脳ドック	32,400 円	4,860 円	27,540 円
人間ドック(脳検査付)	60,700 円	9,100 円	51,600 円

※脳ドックは今年度から検査項目が増えています。(脳検査・血液検査・尿検査)

後期高齢者医療制度の健康診査を受けましょう

対象の方には、5月下旬に受診券をお送りします。

【医科健康診査】

①後期高齢者医療の被保険者

■健診項目

◇基本項目 問診、計測(身長・体重・BMI・血圧)、診察、血液検査(脂質・肝機能・糖代謝)、尿検査、血清クレアチニン検査

◇医師が必要と判断した方への追加項目 貧血検査、心電図検査、眼底検査

※生活習慣病の治療等で定期的に医療機関を受診している方は、主治医に相談してください。

【歯科健康診査】

令和2年3月末で75歳、80歳、85歳の方又は90歳以上の方

■健診項目 問診、口腔診断、口腔機能検査

【共通事項】

■実施期間 6月1日①～令和3年2月28日①

①受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

②自己負担なし

③保険証、受診券、受診票(問診票)

④和歌山県後期高齢者医療広域

連合

☎ 073(428)6688

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

保険料率は、和歌山県後期高齢者医療広域連合により、県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となり、個人単位で計算します。

令和2年度保険料率の通知は、7月中旬に郵送します。

■和歌山県の令和2・3年度の保険料率(年間)

◇均等割額 5万304円(改定前4万5812円)

◇所得割率 9.51%(改定前8.80%)

◇保険料 均等割額+所得割額(100円未満切捨て)

◇賦課限度額 64万円(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、62万円から引き上げられました。)

※均等割の5割・2割軽減の対象は拡大されます。

■均等割軽減特例措置の見直し

世帯の所得が低い方に対して

は、従前どおり均等割額の軽減制度があります。ただし、制度本来の軽減措置(均等割額を7割軽減)に上乗せをして行われている特例措置が見直され、段階的に制度本来の軽減割合に変更されます。(左図参照)

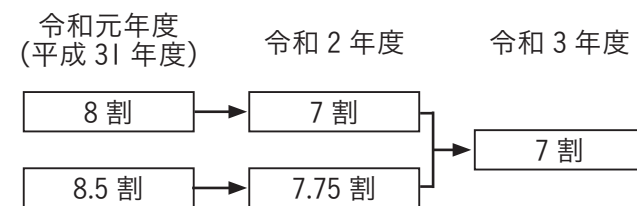
④保険課 保険税係

☎ 0739(26)9965

和歌山県後期高齢者医療広域連合

☎ 073(428)6688

■変更となる均等割額の軽減割合



※世帯主及び同一世帯の被保険者全員の総所得金額等の合計額が33万円以下の世帯が対象です。

仲間とスポーツしませんか！ 田辺市スポーツ少年団員を募集します

問合せ 下記参照

スポーツ少年団とは指導資格を有する指導者2名以上と団員10名以上で組織され、青少年の健全育成を目的とした団体です。

スポーツ少年団は、様々なスポーツを通して、健康的な「体」と「心」を養うことを目的として活動を続けています。

団員募集は31団体あり、競技と団体名は次のとおりです。

◇合気道 合気道田辺道場

◇空手道 田辺空手クラブ、田辺元町空手、熊野塾

◇剣道 建武館、三栖剣友会

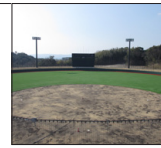
◇柔道 練心館、大塔柔道会

◇少林寺拳法 田辺東少林寺拳法クラブ、田辺西少林寺拳法クラブ

◇体操競技 田辺ジュニア体操クラブ

◇陸上 田辺AC

◇サッカー 南紀ジュニア、牟婁フットボールクラブ、プロGRESS



FCナンキ

◇テニス 田辺ジュニアテニス

◇ソフトテニス 田辺STC

◇ラグビー 梅千ジュニアクラブ

◇軟式野球 田辺剛健、鮎川少年野球クラブ、新二ボーイズ、新庄少年野球クラブ、龍神少年野球クラブ

◇バレーボール 田辺NVC、キッズ・エンジェル、キッズ・ファイターズ（男子・女子）、龍神ジュニアバレーボールクラブ、中辺路ジュニアバレーボールクラブ

◇ミニバスケットボール 田辺ミニバスケットボールクラブ、新庄ミニバスケットボールクラブ、うさかめ闘スポーツ少年団事務局（田辺スポーツパーク管理事務所内）

☎0739（25）2531

介護保険低所得者保険料の軽減額が大きくなります

問合せ やすらぎ対策課 介護保険係 ☎0739-26-4931



65歳以上で低所得（第1段階～第3段階）の方の介護保険料が軽減されます。令和2年度については軽減の額が令和元年度（平成31年度）よりも大きくなります。

		令和元年度(平成31年度)		令和2年度	
段階	条件	料率	年額（円）	料率	年額（円）
1	市民税非課税世帯で老齢福祉年金又は生活保護を受給されている方、市民税非課税世帯で本人の収入等80万円以下の方	0.375 (0.5)	2万9,600 (3万9,400)	0.3 (0.5)	2万3,700 (3万9,400)
2	市民税非課税世帯で本人収入等120万円以下の方	0.625 (0.75)	4万9,300 (5万9,100)	0.5 (0.75)	3万9,400 (5万9,100)
3	市民税非課税世帯で本人収入等120万円超の方	0.725 (0.75)	5万7,200 (5万9,100)	0.7 (0.75)	5万5,200 (5万9,100)
4	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税で本人の収入等80万円以下の方	0.9	7万1,000	0.9	7万1,000
5	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税で本人の収入等80万円超の方	1.0	7万8,800	1.0	7万8,800
6	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※）が120万円未満の方	1.2	9万4,600	1.2	9万4,600
7	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※）が200万円未満の方	1.3	10万2,500	1.3	10万2,500
8	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※）が300万円未満の方	1.5	11万8,300	1.5	11万8,300
9	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※）が300万円以上の方	1.7	13万4,000	1.7	13万4,000



障害者用駐車場の利用マナーを守りましょう

問合せ 障害福祉室 ☎0739-26-4902



▲障害者用駐車場の場合



▲通常幅の駐車場の場合

■障害者用駐車場とは
車椅子を利用する方や杖を使う方等、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方のために設けられた専用区画のことです。

公共施設やショッピングセンター、飲食店など多くの方が利用する施設に整備されています。

■どうして障害者用駐車場が必要なのか
車椅子のドライバーは、自動車から乗り降りするのに車のドアを全開にする必要があります。

通常幅（2.5メートル）の場合が多い。の駐車場で隣に車があると、ドア



を全開にできず、車椅子のドライバーや車椅子を利用する方は、乗り降りできなくなります。

このため、障害者用駐車場は、駐車区画の幅が3.5メートルと通常よりも幅が広がっています。（左写真参照）

■必要な方のために障害者用駐車場を空けておこう
障害者用駐車場を必要としない方が駐車できないことがあります。

必要のない方は、障害者用駐車場に駐車しないようご理解とご協力をお願いします。